

国 保**国民健康保険特別会計****年 金**

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

整骨院や接骨院などの柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険を使えない施術があるので、注意してください。

保険が使えるとき

- 医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉離れを含む)などと診断または判断され、施術を受けたとき(骨折・脱臼は応急手当でない場合、医師の同意が必要)。
- 骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

保険が使えないとき

- 日常生活からくる単純な肩凝りや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術

施術を受けるときの注意点

- 重複受診をしない
同じけがで医療機関(病院・診療所など)の治療と柔道整復師の施術を重複して受けたり、2カ所以上の整骨院・接骨院に通院したりしている場合、保険が使える施術であっても全額自己負担になる場合があります。

○けがの原因を正しく伝える

外傷性のけがではない場合(神経痛・五十肩・ヘルニアなど病気による痛み)は保険が使えません。また、仕事中のけがで労働災害に該当する場合、保険給付が行えません。

○療養費支給申請書へは本人が署名

「療養費支給申請書」に記載されるけがの原因・けがの名前・施術を行った日・施術内容・施術回数・金額を確認し、本人が署名・押印してください。

○領収書を必ずもらう

市では、医療機関や整骨院・接骨院からの保険請求の内容をお知らせする「医療費のお知らせ」を送付します。領収書と請求内容を確認しましょう。

このように、整骨院や接骨院では健康保険を適用できる範囲が決められています。看板に「健康保険取扱い」と表示されていても、対象とならない場合もあるので、受診する前に内容をよく確認しましょう。



国民年金のサポート

老後だけではありません

老後だけでなく、障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときも、年金を受給できる場合があります。今回は障害基礎年金についてお届けします。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60歳以上65歳未満の期間も含む)に初診日がある病気やけがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。

障害基礎年金を受給するためには、①障がいの重さが基準以上②一定の保険料を納付済み(初診日が20歳前のときは除く)という条件を満たす必要があります。

保険料納付条件

次のいずれかを満たす必要があります。

- ①初診日の前々月までの被保険者期間のうち納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること
- ②初診日が平成28年3月末までのときは、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。



問い合わせ先

国民年金加入中の初診日	第1号	市保険年金課 ☎20-1547
	第3号	年金ダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
厚生年金加入中の初診日		年金ダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
共済年金加入中の初診日		各共済組合

初診日が厚生年金加入中であるときは障害厚生年金、共済組合加入中の場合は障害共済年金の対象になりますので、それぞれ年金ダイヤル、各共済組合に問い合わせてください。